



〈個人情報の取扱いについてのお知らせ〉

従業員退職金制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)は、被共済者の同意にもとづき、共済契約者から広島県私的病医院特定退職金共済会に提供されます。
 - ②広島県私的病医院特定退職金共済会は共済契約者から提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意にもとづき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引受ける引受保険会社に提供されます。
 - ③引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、広島県私的病医院特定退職金共済会へその目的の範囲内で提供します。
 - ④また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き広島県私的病医院特定退職金共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

お問合せ先

一般財団法人 **広島県私的病医院特定退職金共済会**
TEL (082)568-6330

引受保険会社 / 日本生命保険相互会社

日本-企-2024-454-11493-M (R6.10.1)

従業員退職金制度の ご案内

新企業年金保険



一般財団法人 **広島県私的病医院特定退職金共済会**

先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

我々開業医にとりまして病医院職員の採用と定着性、労働力の不足は深刻な問題となっております。この問題を解決するため当退職金制度は昭和57年4月に発足し今日に至っております。

退職金支払い実績も病医院に最適であるにご満足いただいております。退職金制度の改善充実を図ることが病医院職員にとりまして将来に向かって夢と希望をもって働ける職場環境を作り優秀な人材を確保し、定着性を高めるものと確信します。掛金が必要経費または損金に算入できる当退職金制度を貴院の退職金制度としてご導入いただきますようお願いする次第です。

一般財団法人 広島県私的病医院特定退職金共済会
理事長 横殿 透

制度の特色

■掛金は1人月額30,000円まで加入できます。

- ①青色申告の個人事業主、医療法人の負担する掛金は、必要経費または損金に算入できます。
- ②掛金は従業員所得課税の対象にはなりません。

※税務の取扱い等について、令和6年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度の内容

■掛 金

口 数	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
掛金月額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
口 数	6 口	7 口	8 口	9 口	10 口
掛金月額	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

- 上記は、1口～10口までの例を掲載していますが、1人30口まで加入できます。
- 掛金の負担…掛金は全額事業主負担です。
- 口数の増加…申し出により、途中で加入口数を30口まで増口することができます。
- 掛金(月払)…1口1,000円(掛金には1口あたり45円の制度運営費を含みます。)
- ※加入期間中に掛金のお払込みを中断することはできません。

■給付内容

この制度の給付金は、次のとおりです。

- **退職一時金**……被共済者(加入従業員)が退職されたとき(加入者の年齢が満80歳を超える場合は、満80歳到達日を脱退日とする)、退職一時金をお支払いします。
- **年 金**……被共済者(加入従業員)が加入期間10年以上かつ満65歳に達して退職されたとき(加入者の年齢が満80歳を超える場合は、満80歳到達日を脱退日とする)、希望により上記退職一時金にかえて10年を支給期間とする退職年金をお支払いします。(年金受取期間中に、年金受取人が死亡された場合には、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をご遺族にお支払いします。)
- **遺族一時金**……被共済者(加入従業員)が死亡されたとき、退職一時金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族一時金をご遺族に対してお支払いします。
- **給付金受取人**……被共済者(加入従業員)です。いかなる場合も、事業主は給付金受取人となることはできません。
- **遺 族 と は**……労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、その代表者に一括でお支払いします。

● 給付額試算表(積立金額＝退職一時金額＝)

(単位:円)

積立期間	1 口	5 口	10 口
1年	約 11,200	約 56,000	約 112,000
2年	約 22,500	約 112,500	約 225,000
3年	約 33,900	約 169,500	約 339,000
4年	約 45,300	約 226,500	約 453,000
5年	約 56,800	約 284,000	約 568,000
10年	約 115,300	約 576,500	約 1,153,000
15年	約 175,500	約 877,500	約 1,755,000
20年	約 237,300	約 1,186,500	約 2,373,000
25年	約 300,900	約 1,504,500	約 3,009,000
30年	約 366,300	約 1,831,500	約 3,663,000

- (注) 1. 遺族一時金は、退職一時金(上表)に1口あたり10,000円を加算した額をお支払いします。
2. 年度の途中で退職または死亡されたときは、月単位で計算された額をお支払いします。

● 給付額試算表(年金月額・10年間支給)

(単位:円)

積立期間	1 口	5 口	10 口
10年	約 900	約 4,900	約 9,900
15年	約 1,500	約 7,500	約 15,100
20年	約 2,000	約 10,200	約 20,500
25年	約 2,600	約 13,000	約 26,000
30年	約 3,100	約 15,800	約 31,600

- (注) 1. 年金は、年金月額を3カ月分をまとめて年4回(1月、4月、7月、10月)お支払いします。
2. 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

《給付額試算表について》当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご留意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 上記以外の口数については、1口の金額を加入口数倍した金額となります。
- 給付額試算表の金額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払31,065口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 令和6年8月27日現在の基礎率(予定利率・予定死亡率等)に基づき計算しております。
 - この保険契約における令和6年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 年度(令和6年7月1日～令和7年6月30日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の退職一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(退職一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご留意ください。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
- 給付額試算表は令和6年7月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

● 配当金が生じた場合のお取扱い

掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられ、年金受取開始後に配当金が生じた場合は、年金の増額(増加年金)にあてられます。毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。

※年度途中で退職等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

● 加入(増口)日

● **加入資格** 広島県内において非官公立の病院または医院およびこれらの関連事業を営む事業所に勤務する従業員で加入時の年齢が満15歳以上75歳未満の方。

※事業主、役員(使用人兼務役員は除く)もしくは、事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。次ご加入者(被保険者)が退職等により上記資格を失われた場合には、年齢によらず当制度からの脱退手続きが必要ですが、次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります。

- **ご契約の解除**
 - ・共済契約者(事業主)が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
 - ・被共済者(加入従業員)[受取人を含む]が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
 - ・その他、「一般財団法人広島県私的病医院特定退職金共済会定款」に定める契約の解除事由に該当したとき。

○当制度は、一般財団法人広島県私的病医院特定退職金共済会が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づいて運営します。
○引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>